



平成 30 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 フ ル テ ッ ク 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 古野 重幸
社長執行役員
(コード番号：6546 東証市場第一部)
問 合 せ 先 取締役専務執行役員 田中 康之
管理本部長
(TEL. 011-222-3572)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更することを平成 30 年 6 月 27 日開催予定の第 55 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業は、公共事業及び民間事業ともに期末の 3 月に完成工事が集中する傾向にあるため、3 月単月の業績いかんによって通期の業績が大きく変動する場合があります、予実管理上不確実な要素を持っておりました。

決算期を 12 月に変更することにより、予実管理の精度を向上させ、投資家・ステークホルダーに対するより確度の高い財務情報の提供を図るべきとの経営判断から、決算期を変更することとしました。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 1 2 条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎年 <u>6</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	第 1 2 条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎年 <u>3</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
第 1 3 条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の基準日は、毎年 <u>3</u> 月 3 1 日とする。	第 1 3 条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の基準日は、毎年 <u>1 2</u> 月 3 1 日とする。
(条文省略)	(現行どおり)
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
第 3 9 条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月 1 日から <u>翌年 3</u> 月 3 1 日までとする。	第 3 9 条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 月 1 日から <u>1 2</u> 月 3 1 日までとする。

<p>第40条（剰余金の配当） 剰余金の配当は、毎年<u>3</u>月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>第41条（中間配当） 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9</u>月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">（条文省略）</p> <p>（附則） 第1条～第2条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第40条（剰余金の配当） 剰余金の配当は、毎年<u>12</u>月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>第41条（中間配当） 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6</u>月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p>（附則） 第1条～第2条 （現行どおり）</p> <p><u>第3条</u> <u>第39条の規定にかかわらず、第56期事業年度は、平成30年4月1日から平成30年12月31日までの9ヶ月間とする。</u></p> <p><u>第4条</u> <u>第41条の規定にかかわらず、第56期事業年度の中間配当は、9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p><u>第5条</u> <u>前2条および本条は、平成30年12月31日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。</u></p>
--	--

以 上